

## 1. 概要

厚生労働省より令和3年1月25日付け「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる安全衛生法に基づく安全衛生教育の実施について」という表題の通達により、Web講習会の実施要件が提示されました。今後、従来の集合講習会に加え、この要件を満たすオンライン講習会の開催が可能になります。これを受け小田原支部ではコロナ禍での利便性の高いオンライン講習会を令和3年度より企画していきます。

本解説書は、小田原支部開催オンライン講習会における運用内容、受講条件について解説するものです。

## 2. 小田原支部オンライン講習会の開催要件と受講要件

### (1) 開催要件

- ① 安全衛生法に基づく安全衛生教育については「**オンライン講習会**」と呼び令和3年1月25日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部の通達要件を満たすものとする。  
(基安安発 0125 第2号、基安労発 0125 第1号、基安化発 0125 第1号)
- ② その他については「**オンラインセミナー**」と呼び①とのすみ分けを行う。
- ③ オンライン講習会／オンラインセミナーの運用規定を別途設ける。規定の制改訂は小田原支部役員会の承認・決済事項とする。

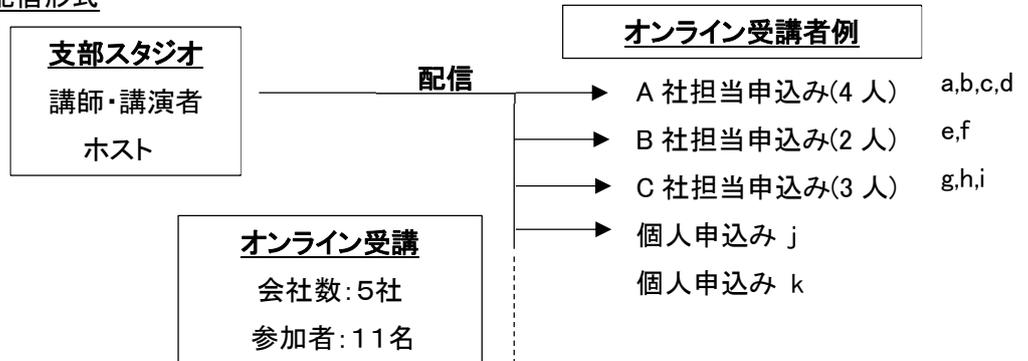
### (2) 受講要件

- ① オンライン講習会： 会員、非会員(一般)ともに受講可能
- ② カメラ、マイク、スピーカーを装備したネット接続可能なパソコンの準備。
- ③ ウェビナーソフトとして「Zoom」を使用できること。
- ④ 所定の申込確認ができた受講先に招待メールを送付する。
- ⑤ オンライン講習会では講師によるオンライン履行確認(カメラ+Q&A)を行い、講習最後に受講レポートの作成(考課確認含む)を行いその提出をもって修了証を発行・郵送する。
- ⑥ オンライン講習会の申し込み事業者(管理者)は受講者から提出された受講レポートに履行証明する社印を押印し支部に郵送する。
- ⑦ オンラインセミナーでの修了証発行は無く ⑤、⑥ は割愛される。
- ⑧ 受講料金支払は原則開催前の銀行振り込みとする。(会計処理上の遅れ等、都度対応)
- ⑨ 録画等による転用、配布資料・コンテンツ内容の無断使用、申請者以外の受講などの不正行為がないことを「合意」すること。

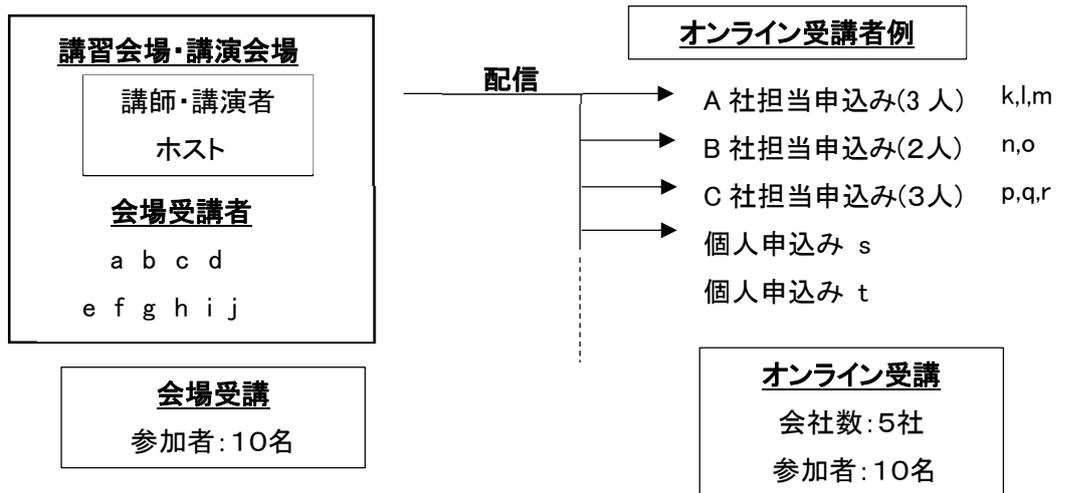
### 3. オンライン講習会／オンラインセミナーの実施形態

#### (1) 講習スタイル

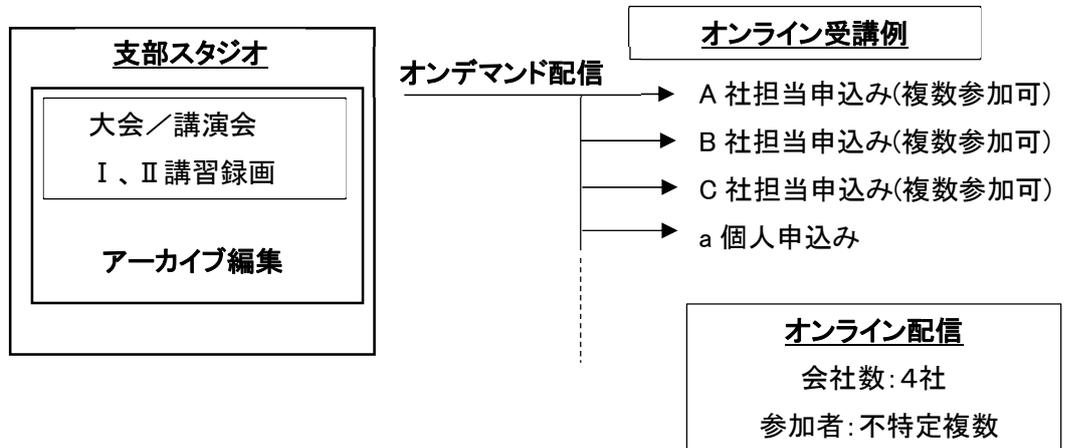
##### I スタジオ 配信形式



##### II リアル+オンライン 配信形式



##### III アーカイブ 配信形式



(2) 対象講習会／セミナー

オンライン講習会対象 (安全衛生法に基づく安全衛生教育)

実施候補 : 新入者安全衛生教育、有機溶剤業務従事者教育  
粉じん特別教育  
(順次拡大)

オンラインセミナー対象 (教育講習会、啓発講習会)

実施候補 : 労務管理・法令講習会、健康保持増進講習会  
法令手続き講習会、防災・BCP講習会、リスクアセスメント講習会  
各大会(安全大会／衛生大会／経営者セミナー)  
(順次拡大)

アーカイブ配信対象 (施済みイベント・講習会をアーカイブ編集しオンデマンド配信)

実施候補 : 各大会録画  
(安全大会／衛生大会／経営者セミナー)  
教育講習会での講演録画  
(労務管理・法令講習会、健康保持増進講習会)

4. 申込方法

NET 申し込み / FAX 申し込み

5. オンライン講習会導入ステップ

3月度より、トライアル実施

- ・ 労務管理・法令 オンラインセミナー  
特集『押印レス、電子申請への転換』  
3月2日(火) 15:00～16:00 参加無料
- ・ 健康保持増進 オンラインセミナー  
『タバコについて考える』  
県西地区地域・職域における健康づくり共通目標  
「喫煙率低下」の実現に向けて  
3月23日(火) 15:00～16:00 会員 1,000 円／一般 2,000 円

4月度

- ・ 新入者安全衛生教育 オンライン講習会  
4月16日(金) 13:00～17:00

以降、順次案内